

令和4年3月11日

八尾市議会議長

奥田信宏様

総務常任委員長

土井田 隆行

総務常任委員会 所管事務調査報告書

本委員会は去る令和3年6月22日の委員会において、6項目の所管事務調査事項を議決した。その後、「総合教育会議について」「男女共同参画について」「事務事業の見直しについて」の3つの調査テーマを決定し、これまで調査を行ってきた。調査に当たり、新型コロナウイルス感染症対策のため、協議を書面にて行うなど工夫を重ねた。

このたび、各テーマについて委員会として取りまとめを行ったため、最終報告を行う。なお、「事務事業の見直し」については、次年度も継続して調査を行うこととなった。調査の概要については、以下のとおりである。

1 調査日

(1) 総務常任委員会

令和3年12月15日	執行部から現状等の説明、質疑
令和4年3月11日	報告書等の確認

(2) 総務常任委員協議会

令和3年6月22日	協議
令和4年1月25日から2月21日まで	書面にて協議
令和4年3月11日	報告書等の確認

2 調査概要

(1) 「総合教育会議について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年度から本市においても総合教育会議が設置された。当委員会では、同会議の目的に照らし効果的に開催されているかを調査するため、これまでの開催状況や協議内容、設置による効果等について執行部から関係資料の提出を受け、現状確認を行った。また、他自治体における事例も研究した上であるべき姿について調査・研究を行った。

(2) 「男女共同参画について」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本市においても、女性の貧困、失業、DV被害や自殺者の急増等、課題が執行部から提出を受けた関係資料や現状確認を通じて明らかになった。男女共同参画は国策であり、ジェンダー平等の実現はSDGsの目標の一つとして掲げられており、世界的な目標でもある。本市における課題解決とジェンダー平等推進のため関係省庁に本市議会として意見書を提出することを提案する。

(3) 「事務事業の見直しについて」

市の行う施策について見直しを行い行政がスリム化できるような提言を目指し、2年間の調査を行うこととした。まず、今年度は、ICTを活用した業務の効率化の実施効果について執行部から資料の提出を受け、調査研究を行った。また、次年度も引き続き本テーマについて調査研究を継続していく。

3 委員会で一致した意見

調査テーマについて委員会として以下のとおり求める。

(1) 「総合教育会議について」

ア 児童・生徒及び保護者の声を身近に聞く教育現場が抱える課題を、総合教育会議を通じて、市長部局と共有し、課題解決に向け教育委員会と連携して臨む体制を整備されたい。

イ 総合教育会議を効果的に活用するよう頻繁に協議の場を持ち、本市の教育課題解決に向けた目標設定を行い、その進行管理をされたい。

ウ 総合教育会議において、本市の教育課題についての活発な意見交換や、本市の教育の未来を見据えた議論を行う等、これまで以上に本会議を活用されたい。

(2) 「男女共同参画について」

ア SDGs の目標に掲げられている、ジェンダー平等の実現のため、ジェンダー平等施策の強化と、その周知徹底に努められたい。

イ 女性の社会参画を妨げる原因、社会構造の問題を分析し、解決に向け、現状に合わせた指標・目標となるよう、本市の施策指標の見直しを行われたい。

ウ 地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するための「地域女性活躍推進交付金」を活用し、地域の実情に応じた取組を実施・推進されたい。

エ 女性だけではなく、男性の課題にも目を向け、真のジェンダー平等実現のための施策を構築されたい。

(3) 「事務事業の見直しについて」

※調査のみを行い、意見の取りまとめは次年度に行うこととした。

4 意見書案（別紙）

内閣総理大臣、財務大臣 あて

ジェンダー平等推進のための制度構築並びに地方財政措置の拡充を求める意見書（案）

「ジェンダー平等」の実現はSDGsの目標の一つとして掲げられており、世界的な目標である。2021年に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数は調査が行われた156か国中、我が国は120位と非常に低く世界的にも遅れている。また、日本は家事・育児負担の男女格差が大きい。令和2年度男女共同参画白書によれば、諸外国に比べて我が国の男性は有償労働時間が極端に長く、無償労働時間は女性に偏っており、男女共に働き方の見直しが求められている。さらに、女性活躍を後押しするため男性の育児参画が必要との認識は広がってきたが、育児休業の取得が伸び悩むなど格差解消はなお遠い状態にある。

我が国は、日本国憲法第14条で性別による差別を禁じており、男女共同参画推進法や女性活躍推進法等の制定により、男女共同参画実現に向けた取組を推進している。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、女性の貧困、失業、DV被害や自殺者の急増等女性に偏る課題が改めて浮彫りとなった。また、本市においても例外ではないことが本市議会の所管事務調査を通じて明らかとなっており、これまで以上に女性に焦点を当てた政策立案や既存制度を見直す必要がある。

ジェンダー平等推進のため、本市においても様々な施策を行っているところではあるが、さらなるジェンダー平等推進のための制度構築並びに財政措置の拡充を求める。具体的な項目については以下の通りである。

記

1. 困難や不安を抱える女性へのアウトリーチ型支援や相談支援等地域の実情に応じた取組を支援する交付金のさらなる拡充をされたい。
2. DV被害者が速やかに相談できて、切れ目のない一貫した加害者・被害者支援を受けられるよう「DV相談プラス事業」のさらなる充実をされたい。
3. 各自治体において男性の育児休業取得促進と女性の登用が促進されるよう働きかけを行われたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

大阪府八尾市議会